

社会福祉法人 青柳保育会
役員報酬の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青柳保育会の役員が、理事会（役員会）以外で法人運営に関わること、保育事業を推進するために業務に従事した際の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事をいう。

(報酬)

第3条 役員に対して、勤務実態に即して30分単位で次の通り報酬を定め支給する。
但し、法人の施設に勤務する職員については支給しない。

役員報酬表

区 分	報 酬 額
理事・監事	2,500円/時間

付 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

この規程は、平成26年8月1日より一部改正する。